

## 14. ゴルフ場利用税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
ゴルフ場所在 市町村  [道府県]	<p>1. ゴルフ場利用税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ゴルフ場の規模や料金などにより、数段階の税率区分を設けることとされており、福岡県においては、11級(200円)から1級(1,200円)までの11段階に分かれている。</p> <p>※ 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手(国民体育大会及び同予選会の競技としてゴルフ場を利用する場合に限る。)及び国際的な規模のスポーツ(閣議において決定又は了解されたものに限る。)競技に参加する選手が当該競技会の公式練習等による利用、学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒等又はこれらの者を引率する教員の利用(保健体育科目実技又は公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限る。)については非課税である。</p> <p>また、早朝における利用や、国民体育大会の公式練習による利用などの場合には、税率が2分の1となる場合がある。</p> <p>2. ゴルフ場利用税交付金は、道府県が、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。</p>	区 分	標準税率	制限税率	1人1日	800円	1,200円	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	標準税率	制限税率						
1人1日	800円	1,200円						

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	38,661	36,880	38,523	35,894	39,523

## 15. 自動車取得税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市  [道府県]	<p>1. 自動車取得税は、次の税率により課税するものとする。(別途エコカー減税あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td> <td>3%</td> <td>50万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、営業用及び軽自動車については、税率2%。</p> <p>2. 自動車取得税交付金は、道府県が、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p> <p>3. 指定市を包括する道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。</p>	区 分	税率	免税点	自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下	<p>8月：-前年度3月收入見込額 +同月収入分 +4月～7月収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分 +3月收入見込額</p> <p>( ※令和元年度のみ )</p> <p>8月：-前年度3月收入見込額 +同月収入分 +4月～7月収入分</p> <p>12月：8月～9月収入分</p> <p>[制限なし]</p> <p>平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税率	免税点						
自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下						

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	1,322,301	1,382,012	707,681	-	-

※ 自動車取得税は令和元年10月1日より廃止。